

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「F」「G」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：翌年1月10日（必着）

A. 寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

B. 記入年月日をご記入ください。
併せて正しい内容が記載されているかご確認ください
※申請は、住民票記載の住所となります。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

	年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
	年 月 日 殿		整理番号 フリガナ	
住 所			氏 名	印
			個人番号	
電話番号			性 別	男 女
			生年月日	明・大 昭・平

C. 捺印してください。

D. 個人番号(マイナンバー)を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載してください。

E. 寄附された年月日と金額をご確認ください。

★F・Gどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	□
--------------------------------------	---

- (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
 - (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

F. 確定申告(または住民税申告)をしない方はチェックしてください。

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	□
-------------------------------------	---

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告書の提出がされた日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体であると見込まれる者をいいます。

G. 寄附先の団体が1年間(1月1日～12月31日)で5団体以内であればチェックしてください。
(寄附回数ではなく寄附先の数)

A. 寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

(切り取らないでください。)

	年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書	
住 所				受付日付印
氏 名			殿	
			受付団体名	

H. 正しい内容が記載されているかご確認ください。